

資料1

福岡県保健医療計画（第7次）の中間見直し について

1 趣旨

医療計画については、医療法第30条の6により、在宅医療その他必要な事項について、3年ごとに調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは計画を変更することとされている。

このため、令和2年度に3年目を迎える福岡県保健医療計画（第7次）について、必要な見直しを行う。

2 国の方針

- 厚生労働省が設置した「医療計画の見直し等に関する検討会」では、中間見直しに向けて、5疾病・5事業及び在宅医療ごとの課題の把握と指標の見直し等が検討された。
- 中間見直しにあたって、同省から「医療計画作成指針」及び「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制の構築に係る指針」が一部改正され、令和2年4月13日付けで通知された（別添1参照）。

3 見直しの手順

本計画の策定時と同じく、医療審議会へ諮問し、県が設置する各種会議からの意見をふまえ、医療計画部会で見直し案の具体的な内容の検討と取りまとめを進めていく。

4 見直しのスケジュール

資料2のとおり、令和2年度中に医療計画の見直しを行う。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大状況により、スケジュールは適宜見直す。

国指針の概要①

5疾病	国が示した見直し内容
がん	・現行の指標例を継続して使用
脳卒中(脳血管疾患)	・現行の指標例を継続して使用
心筋梗塞等の心血管疾患	・現行の指標例を継続して使用
糖尿病	・指標例を追加 (糖尿病患者の新規下肢切断術の件数、1型糖尿病に対する専門的治療を行う医療機関数)
精神疾患	・指標例を大幅に追加・変更・削除 (追加:依存症専門医療等機関(依存症専門医療等機関、依存症治療拠点機関)数、摂食障害治療支援センター数、てんかん診療拠点機関数 外) (変更:精神病床における退院後3・6・12ヶ月時点の再入院率 →地域平均生活日数 外) (削除:深夜・休日に初診後に精神科入院した病院数及び患者数)

国指針の概要②

5事業	国が示した見直し内容
救急医療	・指標例を追加 (救命救急センター充実段階評価にS評価、地域で行われている多職種連携会議の開催回数 外) ・災害時に備え、救命救急センターの保有すべき設備の記載を追加
災害時における医療	・指標例を追加・削除 (追加:都道府県による医療従事者及び地域住民に対する災害医療教育の実施回数 外) (削除:災害拠点病院における業務継続計画(BCP)の策定率) ・策定後の現状をふまえた記載を追加 (保健医療調整本部について明示、現状の災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンに関する記載を変更)
へき地における医療	・指標例を追加 (へき地医療拠点病院の中で主要3事業の年間実績が合算で12回以上の医療機関の割合 外) ・巡回診療等の三つの必須事業を実施していない拠点病院(H29年度)の直近の状況を確認

国指針の概要③

5事業	国が示した見直し内容
周産期医療	・指標例の追加・変更 (追加:ハイリスク妊産婦連携指導料1・2届出医療機関数) (変更:母体・新生児搬送数・都道府県内搬送率の取得方法 外) ・医療圏の表記を統一、周産期医療の協議会の協議事項の例示
小児医療 (小児救急医療を含む)	・指標例の追加 (災害時小児周産期リエゾン任命者数を重点指標化、小児の訪問診療を実施している診療所・病院数 外) ・医療圏の表記を統一、小児医療の協議会の協議事項の例示

	国が示した見直し内容
在宅医療	・指標例を追加 (小児の訪問診療を実施している診療所・病院数、訪問口腔衛生指導を実施している診療所・病院数 外) ・訪問診療を実施する診療所・病院数の数値目標の記載が必須 ・在宅医療の整備目標に関し、令和5年度末の目標を設定